

# 2025（令和7）年度 第1回檀原市人権審議会会議録

（公開用）

**日 時：**2026（令和8）年1月27日（火） 午前10時00分～午前12時00分

**場 所：**大和信用金庫 八木支店 3階第1会議室

**出席委員：**17名

**欠席委員：**3名

**出席者：**市長、教育長、企画戦略部長、企画戦略部副部長、  
企画政策課長、人事課長、人権政策課長・飛騨コミュニティセンター所長・大久保コミュニティセンター所長、市民窓口課長、地域振興課長、こども政策課長、こども家庭課長、こども未来課長、健康増進課長、スポーツ推進課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、長寿介護課長、公園緑地景観課長、建設管理課長、学校教育課長、人権・地域教育課長、図書館長、生涯学習課長、こども発達支援課長

**事務局：**人権政策課、飛騨コミュニティセンター、大久保コミュニティセンター 5名

**傍聴者：**なし

**議 題：**

「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」について

1. 昨年度人権審議会でのご指摘内容等について
2. 計画案の概要について

（司会）

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開催に先立ちまして、人権政策課より皆様にお話しさせていただきたいことがございます。この人権審議会に関しましては例年10月に開催をしておりましたところ、本年度令和7年10月には「日本女性会議2025 檀原」と題した会議を開催いたしました。委員の皆様におかれましては、本会議にご助力を賜りましたことを改めて御礼申し上げますとともに、人権審議会の開催が遅くなってしまいましたことをこの場をお借りして深くお詫び申し上げます。

それでは、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。（委員紹介）

それでは、ここで人権審議会の開会にあたりまして、檀原市長よりご挨拶申し上げます。

（市長）

皆さん改めましておはようございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。まずは令和7年度第1回檀原市人権審議会に、本当に忙しくされている皆様方にご参加いただいておりますことに心からの感謝を申し上げたいと思いますし、檀原における人権行政に対しましてのご理解であたりご協力を賜っております。それぞれのお立場で、それぞれの角度から取り組みを推進していただいていることも、この場をお借りいたしまして、改めて心からの敬意あるいは感謝を申し上げたいと思います。

檀原市においては昨年、奈良県では初めての開催になりましたけれども、「日本女性会議 2025 檀原」を開催させていただきました。多くの方にご参加いただきながら、大変有意義な大会になったかなと思っております。大会の時にもご挨拶しましたが、大会がゴールではなくて、大会を通じてその先にあるものをしっかりと取り組みを推進していくことが、日本女性会議を開いた意義にもつながっていくのかなと思いますので、我々にとってはこれからが大事なかなと思っております。

人権意識は確実に高まっているという風に思いますが、やっぱり今もなお人権侵害や差別が残っていると。便利になったツールを使って新たな問題が発生している。直近もインターネット上の動画が流れている、ちょっと考えられないような映像が拡散されているというようなことをテレビでも拝見をしました。本当に複雑な世の中になってきたなと感じております。令和7年4月1日からは、通称「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。テクノロジーが進化する今こそ、私たちは画面の向こう側にいる「人間」の尊厳を深く理解し、一人ひとりが当事者意識を持つことが求められているのではないのでしょうか。

檀原市のトピックスとして、今年は市制施行70周年を迎える年でございます。また「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録が7月に世界遺産委員会で判断されます。これからの未来が檀原市にとっても素晴らしいものになるよう、全力で取り組んでいく節目にしたいと思っております。本日の審議会では各課の取り組みを網羅した「事業実施報告及び事業実施計画」案についてご審議いただきます。忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

(司会)

市長、ありがとうございます。では次に、本日の資料等について確認をお願いいたします。(資料1、次第、委員名簿、報告資料1の確認。出席17名、欠席3名により審議会が成立していることを報告。会議および会議録の公開に異議なし。傍聴者なしを確認。会長に進行を交代)。

(会長)

では、早速議題に入らせていただきます。「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」として事務局から説明をお願いします。

(事務局)

昨年度の人権審議会でのご指摘内容について説明させていただきます。19ページの「外国人講師国際交流事業」ですが、昨年度は価格交渉が折り合わず見送りましたが、今年度につきましては実施しております。多言語対応が可能な通訳用端末につきましても引き続き活用し、検証を行いながら外国人住民サービスの向上に努めていきます。20ページの「国際交流・多文化共生事業」です。在日外国人教育に関する指導指針を具現化するための事業ですが、方針や案を示していない中、何も進められていなかったのが事実で、申し訳ありませんでした。団体の方と話し合いを進めており、イベントありきではなく外国人の方の現況をしっかりと認識を深めることが必要であるとの話になっております。42ページの「おおくぼまちづくり館事業」は、委員のご指摘どおり、畝傍山周辺の歴史も含めて紹介しておりますので今般修正いたしました。43ページの「本人通知制度」については、昨年9月から「被害告知型本人通知制度」を始めました。74ページの「明るい選挙出前講座」では、選挙権を有しない子どもたちがいるという視点を持った内容にすることなどのご意見をいただき、模擬投票の内容を深掘りするなど「自らが考え、判断できる力」を身に付けることを目指した内容を取り入れて実施しております。

引き続き今年度の計画案の概要を説明させていただきます。15ページまでは個別の人権課題、1

6ページからは74事業を掲載しております。1ページの「はじめに」の冒頭では、令和7年4月1日から施行された通称「情報流通プラットフォーム対処法」について触れ、インターネット上の人権侵害等についての対処を紹介しております。個別課題については「コロナウイルスと人権」を「感染症」という課題名でまとめました。啓発については、部落差別問題に加えてインターネット上の人権侵害やLGBTQの問題について、一人ひとりの市民が当事者であることを自覚しどう向き合っただけかという視点で啓発をしていきたいと考えております。また、昨年10月に畝傍山周辺の歴史を学ぶ研修を新規採用職員に対し実施しました。子どもに関しては令和6年4月から設置された「こども家庭センター」の記載を追加しております。外国人については令和7年4月時点の数値に更新しております。以上、大きな変更はございませんが、評価に変更があった場合はその旨を記載しております。

(会長)

ありがとうございました。委員の皆様からご意見、ご質問などいただければと思います。

(委員)

まず今日の審議会が前年度より3ヶ月遅れたことについてですが、日本女性会議の開催が要因の一つと考えられます。関係皆さんの努力で盛会に開催できたと思いますが、市の人権行政が3ヶ月停滞したのも事実です。大会のオープニングは檀原市らしいものであったと思いましたが。今後は、例えば「生理の貧困」と言われる課題に着目し、庁舎のトイレに生理用品を配置している他府県の事例等を参考に、日本女性会議を招致した檀原市ならではの、人に優しい街づくりを期待します。次に2点紹介します。1点目は、檀原市議会で昨年9月26日に再審法改正を求める意見書が全議員の賛同で採択されました。袴田さんの冤罪事件の例を見ても、無罪判決まで多大な時間が費やされています。議会や事務局のサポートに御礼申し上げます。2点目は、資料43ページの「本人通知制度」です。昨年9月11日付で、八士業の不正や不正の疑いがある場合、登録のない市民にも通知する制度としました。これにより不正請求へのハードルは格段に上がりましたが、目に見えない虚偽の請求への対処が難しいと考えています。市民に「登録申請しなくても良いのでは」と思われないよう周知をお願いします。後ほど市民窓口課から補足説明をお願いします。最後におおくぼまちづくり館の資料が、3月に国立歴史民俗博物館に展示されます。保存会も「文化・平和活動奨励賞」を受賞しました。ぜひご来館ください。

(市民窓口課長)

本人通知制度は、住民票の写し等を第三者が取得した場合に本人に通知する制度です。不正取得は身元調査による差別につながるほか、ストーカー行為等に利用される懸念もあります。今回導入した被害告知型は、市が不正取得の情報を把握した場合、請求者に資料提出を求め、正当性が確認できない場合に本人に通知する形になります。課題としては、市が独自に不正を把握するのが難しいため、県や関係団体との連携が不可欠であること、また、この制度があるからと事前登録者数が伸び悩む懸念があることです。引き続き、事前登録の周知もやっていきたいと考えております。

(委員)

被害告知型の対象は、八士業の第三者請求のみということでしょうか？

(市民窓口課長)

はい、前提として個人は請求ができないため対象としておらず、職務上の請求を行う八士業を対象にしております。

(委員)

私は先日の日本女性会議に参加しました。私が参加した分科会では参加者と議論をする時間がなく、講演形式で講師が一方向的に話すばかりで、非常に残念でした。女性会議とは何なのかという時、議論して学ぶことが大事であり、人権尊重の視点を基本にすべきではないかと思いました。この計画案でも7ページの「女性」の箇所に少しだけ説明があるのみです。

(人権政策課長)

日本女性会議は、「多様性を認め合う社会の実現」を目指して実行委員会を組織し、開催しました。当日の分科会の形式については、ご指摘にあったような講演形式のものに加え、会場内で参加者とインターネットを介して議論を行うことなども実施しておりました。男女共同参画についても1つの人権の取り組みであると考えておりますので、今後も推進していきたいと考えています。また、7ページの記載についても、もう少し深掘りした中で修正検討いたします。

(市長)

ご指摘ありがとうございました。私も9つの文化会を回りましたが、ディスカッションするものもあれば講師が主に話すものもあったと記憶しております。ご意見は今後の参考にさせていただきます。日本女性会議そのものの報告書については実行委員会で別に作成しており、完成後皆様にお渡しさせていただけたらと思います。また、本計画案についてはもう少し深掘りして記入させていただきます。

(委員)

20ページの国際交流・多文化共生事業について、私も意見交換に参加しましたが、その後フィードバックが全くありません。状況報告が欲しいというのが1点。2点目は、この事業計画の中に公民館での日本語教室が出ていないことです。1990年から37年間続いてきた日本語教室ですが、20年ほど前から檀原市と協働事業で実施しています。最初は国際交流センターが国際貢献の独自事業として実施し、その後檀原市がその活動を認めていただきセンターへの委託事業として実施してきました。当時は、1クラスに先生一人だけの委託事業でしたが、国際交流センターは1クラスに5人以上のボランティア講師を配置するなど、20名以上のボランティア講師を配置して事業の充実を図る、行政とNPOの協働の素晴らしい事案として実施してきました。

また、私が20年ほど前にこの人権審議会の委員をしていた時は、この日本語教室の事例発表がこの審議会でも行われていましたが、今はこの審議会の事業報告から消えているのか、よくわかりません。当時は在住・在勤外国人の日本語支援に力を入れていくと行くという内容で私もこの審議会の委員として基本計画の冊子作成に関わらせていただいていたいました。

また、今般、外国籍の子供も一緒に既存の1クラスの中で日本語を教えてほしいという提案が公民館からありました。過去にはレベルに合わせて3クラス、毎週1日実施してきた日本語教室が、今は予算の関係で1クラス、月に2回だけの実施に減り、言葉の学習においては、2週間も間隔が空くと次に来た時には、学んだことをほとんど忘れてしまうような状況の中で、一人の先生で外国籍子どもも大人と一緒に全ての人に教えてほしいという提案がありました。外国人は、日本語レベルも様々で、日本語が話せる人、日本語が書ける人、日本語が読める人とレベルが違います。1クラスで学ぶことに難しさがある中で、さらに子供も一緒にという提案は、小学生、中学生が同じクラスに入るということは理解力そのものが、例えば小学1年生と中学1年生とでは違いがありすぎるのは明らかで、これらの様々な国籍の外国人を一人の先生で全員を教えることが可能かどうかよく考えていただきたい。あまりにも無責任な要望であり、私は無理だと思います。

皆さんが英語を学ぶときに、小学1年生と中学生1年生と様々な言語の外国人と一緒に1クラスで

学ぶことを想像してもらえば無理なことがよくわかると思います。

（人権政策課長）

フィードバックできていなかったこと、申し訳ございません。日本語教室については、本日担当課が出席していないため、事務局で内容を確認して修正を検討したいと思います。

（市長）

フィードバックできていなかったことを重ねてお詫び申し上げたいと思います。国際交流や多文化共生は非常に大事な事業ですので、今までの経緯を確認した上でしっかりと検討させていただきます。

（委員）

多文化共生事業については、担当3課で検討いただいているということで、事業の開催自体より、現状把握、そして議論が一番大事だという点で、評価します。ただ、28年前の指針から現状が進んでいないのではないかと危惧しています。12ページの外国人の記述も数字以外変わっていません。現状把握の第一歩として、79ページの資料に保、幼、小、中での外国籍の人数も把握できる範囲で記載できないでしょうか。子どもは宝だという文言があるならば、見える化してほしい。これらの施策は外国人のためだけでなく日本人が国際的視野を得るための施策と言えます。また、選挙の出前講座で、選挙権のない子たちがいるという視点を入れてくださったのは良かったです。ただ、審議会の開催前に、前回審議会の意見への反応がないのが課題です。言いつばなしではなく、その後を知りたい。最後に、3月7日開催予定の檀原人権ネットワークのセミナーでは学校現場の生の声が聞けますので、ぜひ参加してください。

（人権政策課長）

外国人のためだけでなく日本人のための施策であると再認識しました。数値については担当課と整理します。フィードバックについては、今年度から前年度の意見への回答を設けるようにいたしました。

（委員）

昔、大阪の小学校で課外活動として、韓国人の子供に母国語を教える先生がいらしたのを記憶しています。現在、檀原市ではそういう制度はあるのでしょうか

（委員）

檀原市にはそういった制度的なものはありません。私の所属する保護者の会がボランティアでやっております。市からの補助金検討もありましたが、以前お断りしました。お金ではなく、外国籍の子どもが大事な宝であると実践できる檀原市であってほしいと思っています。

（会長）

兵庫県川西市で実施されている「子どもオンブズパーソン」のような、子どもの声を直接聞き、子どもの権利を保障するような制度について、市としての見解をお聞かせください。

（こども政策課長）

現在の檀原市には同様のオンブズパーソン制度はありませんが、「子ども計画」の中で権利を守る取り組みや意見表明の機会を提供しております。

(委員)

8ページの「こども家庭センター」はどこに行けば利用できるのでしょうか？

(こども家庭課長)

分庁舎ミグランス内のこども家庭課内に設置しており、施設でなく機能として実施しております。

(委員)

子どもの権利条約には発達段階に応じて、と定めがありますが、障がい者権利条約では寝たきりであろうとも「どんな子も自分の意思を持っている」とみなすように変わっています。その視点も重要です。

(委員)

先日、SNSを活用した人権相談の研修に参加しました。大阪ではすでに始まっています。ヤングケアラーの問題など、見えないものを見えるようにすることが大事であり、SNS相談はハードルを下げる期待ができると思います。

(学校教育課長)

未だ周知不足ですが、檀原市でも令和5年度から、中学生を対象にパソコンを活用したSNS相談窓口を開設しております。来年度からは小学校への拡大も計画しております。

(会長)

先生方の環境も気になります。不登校やいじめが増える中で、教員になりたい人が減っている。大人の事情で学力を追うあまり、先生も多忙でやりたい教育ができない。学校を持続可能にするために大きな目で考えるべきかと思います。

(委員)

私は一市民として「人権尊重都市宣言」を檀原市でもしていただきたい。理念としての原点を市民と共に議論し、連帯してこの檀原市を作り替えていくための旗印にしてほしいと思います。

(市長)

即答はできませんが、市長部局と教育委員会の両方に人権担当課を持つ檀原市として、大変重要な観点だと承り、検討させていただきます。

(委員)

小学校の就学前通知についてですが、現在も外国籍の家庭に対し、本名と通称名の選択について案内されているのでしょうか？

(学校教育課長)

はい、就学通知にはふりがなを振り、外国語版も配布しております。その中で、学校で使用する氏名を本名か通称名か選んでいただく欄を設けており、学校とも共有しております。

(委員)

本名を名乗らせる目的ではなく、市があなたの人権を尊重し、学校も先生も一生懸命やっていると

ことを知ってもらうためにあるものです。選択権は親と子ども本人にあるということを、間違いのないようにお願いします。

#### 報告事項：差別事象について

(事務局)

1点目、動画投稿サイトへの不適切な投稿として、YouTube等に特定のアカウントから、檀原市の景観を映し「#同和」「ニコイチ住宅」「改良住宅」等のハッシュタグや連呼を用いた動画が3件投稿されました。サイト運営側への削除要請および啓発連協への報告を行いました。

2点目、市民窓口課へ特定の地名が部落地区かという問い合わせの電話がありました。職員は回答を断りましたが、相手がすぐに切ったため特定はできませんでした。マニュアルの周知と啓発を行っております。

(委員)

情報流通プラットフォーム対処法について、大手プラットフォーム業者に対し1週間以内に削除するような法律が決まりました。ただ外資系企業などは「部落差別」の概念がないため、本当に対応できるか疑問です。我々の組織でも対応マニュアルを作っているところです。

(委員)

この事例を、所属団体でも市民の皆さんと考えたいと思います。具体的にどこまで周知してよいのか、事務局で検討して資料を提供いただければ幸いです。

(事務局)

承知しました。後日、外部に提供可能な資料等をお示しさせていただきます。

(会長)

以上で本日の議題と報告は終了いたしました。皆様、熱心な審議にご協力いただきありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたり、貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。本日いただいたご意見や、持ち帰らせていただいた質問については、会長と相談の上、後日報告させていただきます。また会議録は後日委員の皆様へ送付し、市ホームページでも公開する予定です。それでは、本日の人権審議会を閉会いたします。ありがとうございました。